

中間報告書

平成25年4月26日

公益財団法人全日本柔道連盟
振興センター助成金問題に関する第三者委員会

平成25年4月26日

中間報告書

公益財団法人全日本柔道連盟

会 長 上 村 春 樹 殿

監 事 三 宅 雄 一 郎 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

振興センター助成金問題に関する第三者委員会

委 員 長 弁 護 士 山 内 貴 博

委 員 公 認 会 計 士 稲 葉 喜 子

委 員 弁 護 士 木 谷 嘉 靖

委 員 公 認 会 計 士 二 村 隆 章

委 員 弁 護 士 望 月 浩 一 郎

目 次

第1	調査の概要	4
1.	振興センター助成金問題に関する第三者委員会の構成	4
2.	当委員会が組成されるに至った経緯	4
3.	調査の対象	5
4.	調査の経過	5
第2	前提事実	6
1.	スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）の概要	6
2.	指導者スポーツ活動助成金に関する諸規程	6
第3	論点と判断	8
1.	助成金を受給すべきでない指導者による助成金受給の有無	8
(1)	助成金を受給できる指導者の要件	8
(2)	具体的判断	15
2.	指導者スポーツ活動助成金の受給手続に対する全柔連の組織的関与の有無	17
(1)	指導者スポーツ活動助成金の受給手続の概要	17
(2)	全柔連における指導者スポーツ活動助成金の受給手続の実態	18
(3)	評価	22
(4)	背景	23
3.	「強化留保金」に関する問題の有無	25
(1)	実態	25
(2)	評価	30
	別紙1～5	
	参考資料	

第1 調査の概要

1. 振興センター助成金問題に関する第三者委員会の構成

振興センター助成金問題に関する第三者委員会（以下「当委員会」という。）の構成は別紙1のとおりである。また、当委員会は、別紙1記載の者を補佐に任命し本調査の補佐をさせた。

2. 当委員会が組成されるに至った経緯

平成25年3月18日、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に属する指導者らが独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）から「指導者スポーツ活動助成金」（後に定義する。）を受領していたことに問題があると指摘する報道がなされた。全柔連は、当初、監事3名と外部委員で構成される調査チームを組成し、同調査チームが問題の有無を調査する方針であったが、外部委員候補者が、全柔連に対し、監事が加わる調査は内部調査であり客観性が保てない可能性があるため、外部委員のみによる調査チームにより調査を行うべきであるとの意見を具申した。これを受けて全柔連は、同年3月26日の臨時理事会において、外部委員のみによる第三者委員会を立ち上げることを決議し、同日、当委員会が組成された。

当委員会は、日本弁護士連合会が作成した平成22年7月15日付け（同年12月17日改訂）「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準じるものであり、このことを全柔連は了解している。特に、当委員会と全柔連の間では、以下の点が合意されている。

- ・ 当委員会は、その任務を果たすため、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に対して、調査に対する全面的な協力のための具体的対応を求めるものとし、全柔連及びその構成員は、当委員会の調査に全面的に協力する。
- ・ 当委員会は、全柔連に次の事項を求めるものとする。
 - ① 全柔連が、当委員会に対して、全柔連が所有するあらゆる資料、情報、構成員へのアクセスを保障すること。
 - ② 全柔連が、構成員等に対して、当委員会による調査に対する優先的な協力を業務

として命令すること。

- ・ 当委員会は、調査により判明した事実とその評価を、全柔連の現在の幹部に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。
- ・ 調査報告書の起案権は当委員会に属するものとし、当委員会が適当と判断する時期に公表するものとする。

3. 調査の対象

当委員会が全柔連から調査の委嘱を受けた事項は、以下のとおりである。

- ① 振興センターからの指導者スポーツ活動助成金の受領は適正か。
- ② 助成金を受領していた強化スタッフの活動実態。
- ③ 「強化留保金」¹なる仕組みは適正か。
- ④ これらに関わるガバナンスが適正に機能しているか。
- ⑤ その他、当委員会が調査の必要性を認める一切の事項。

調査対象期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間としたが、必要に応じ、平成24年度及び平成18年度以前についても調査が及んでいる。

4. 調査の経過

当委員会が現時点までに行った具体的な調査作業は、別紙2のとおりである。

¹ 「強化保留金」「強化費」等々の呼び方もされていたようであるが、本報告書では「強化留保金」で統一する。

第2 前提事実

1. スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）の概要

振興センターの設立根拠法は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法である。同法15条1項3号は、振興センターの業務の1つとして、「優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動・・・に対し資金の支給その他の援助を行うこと」を掲げている。振興センターによるスポーツ助成事業は、「スポーツ振興くじ助成」（平成14年～）、「スポーツ振興基金助成」（平成2年～）、「競技強化支援事業助成」（平成15年～）の3つがある。

そのうちの「スポーツ振興基金助成」は、我が国の国際的な競技水準の向上及びスポーツの裾野の拡大のため、政府が平成2年度補正予算から250億円を出資し、振興センターの前身である日本体育・学校健康センターに設置した「スポーツ振興基金」に、民間からの寄附金約44億円を合わせた合計約294億円を原資に、その運用益等により助成金の交付を行っているものである。これは、さらに、「スポーツ団体選手強化活動助成」、「スポーツ団体大会開催助成」、「選手・指導者スポーツ活動助成」、「国際的に卓越したスポーツ活動助成」の4つの助成活動に分けられる。

当委員会が調査の対象とするのは、「選手・指導者スポーツ活動助成」のうちの、指導者に対するスポーツ活動助成金（以下「指導者スポーツ活動助成金」という。）である。

直近の平成23年度において、振興センターによるスポーツ助成事業全体の助成額は約146億3000万円、そのうちのスポーツ振興基金助成の助成額は約13億円、さらにそのうちの指導者スポーツ活動助成の助成額は約2億6000万円（振興センターによるスポーツ助成事業全体の助成額のおよそ2%）である。

平成23年度には、指導者スポーツ活動助成全体に対する割合として、全柔連の指導者に約22%（支給額ベース）が支給された。

2. 指導者スポーツ活動助成金に関する諸規程

振興センターは、「スポーツ振興基金助成」事業を行うために、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を定め、さらにその

細則として、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領」（以下「実施要領」という。）を定めている。

そのほか、振興センターは、平成 22 年度まで、「選手・指導者活動助成（日常スポーツ活動）の事務手続について」（以下「事務手続について」という。）と題する説明文書を、平成 23 年度以降は「スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付決定手続きの手引」（以下「手引」という。）と題する説明文書を、それぞれ作成し、配布している。

第3 論点と判断

1. 助成金を受給すべきでない指導者による助成金受給の有無

(1) 助成金を受給できる指導者の要件

ある「強化スタッフ」(公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)のアスリートプログラム2項2号)が、振興センターからの指導者スポーツ活動助成金を受給していたことの当否を判断するに当たっては、前提として、指導者スポーツ活動助成金の受給資格を有するか否かが最初に検討されなければならない。そこで、当委員会は、指導者スポーツ活動助成金に関する関連諸規程を検討するところから調査を開始した。

ア 振興センターの関連諸規程

指導者スポーツ活動助成金を受給できる指導者の要件に関し、平成22年度まで適用されていた実施要領の3条は、「助成対象候補者(以下「候補者」という。)は、原則として財団法人日本オリンピック委員会²・・・が行うアスリートプログラムにより認定された強化選手のうち、JOCが別に定める基準に該当する選手(以下「アスリート」という。)及びアスリートのスタッフとする。」と定めていた。

平成23年度以降適用されるようになった交付要綱別記3は、(スポーツ活動)助成の対象となる者は、JOCにおいて関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者とする²と定めている。また、実施要領17条は、「選手・指導者スポーツ活動助成については、交付要綱別記3に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。」とした上で、日常スポーツ活動に対する助成の「助成対象者は、JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化選手のうち、JOCが別に定める基準によりエリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ(当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。)とする。」と定めている。同じ趣旨の文言は、手引にも記載されている。

² 現在の公益財団法人日本オリンピック委員会。

平成 23 年度以降の規程を平成 22 年度以前のものと比較すると、「アスリートのスタッフ」という文言が「専任強化スタッフ」という文言に変更され、「当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。」とのカッコ書が追記されている点が大きく異なる。

イ JOC の関連諸規程

JOC のアスリートプログラムは、「オリンピック競技大会で実施される正式競技の日本代表として参加可能な者をオリンピック強化指定選手（以下「強化指定選手」という）として認定しその自覚を促すとともに効果的な強化活動の展開を図ることを目的」とし、強化指定選手を指定し、これらの選手に対しては、定期的な健康診断・体力測定等を実施するほか、強化指定選手の強化活動に必要な助言、指導を与えるためのコーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフの強化スタッフを当該競技団体に配置する（同プログラム 2 項 1 号及び 2 号）。また、強化指定選手のうちオリンピック競技大会でメダルの獲得など入賞が期待される者を、エリート（A、B）、ユースエリートとして認定し、エリート（A、B）に対しては、「専任の強化スタッフ」を配置する（同プログラム 3 項）。

こちらには、「専任の」強化スタッフという表現はあるものの、振興センターの実施要領に見られた「当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。」といった限定文言はない。

なお、JOC のアスリートプログラムは、平成 14 年 4 月 1 日から今日に至るまで改訂されていない。

ウ スポーツ活動助成に関する振興センターと JOC の役割分担

このように、振興センターのスポーツ活動助成は、JOC のアスリートプログラムの存在を前提として、アスリートプログラムにおいて認定する強化指定選手の日常のスポーツ活動を財政的に援助する役割を果たそうとするものである。JOC が推薦し、かつ助成対象者としてふさわしいと判断した選手及び指導者に対し、振興センターがその活動計画を審査し、助成金交付を決定し、助成金を交付するという仕組み、換言すれば、助成対象者の範囲の画定を JOC の判断に委ねる構

造となっている。なお、JOCは、振興センターに対し、振興センター所定の書式により、選手及び指導者の推薦を行うが、その推薦書は、ある選手に対しある指導者が紐付く表形式になっている（エリートA選手には指導者名を記入する欄が2つあり、エリートB選手にはその欄が1つしかなく、その他の強化指定選手には指導者名を記入する欄がない。）。

エ 論点

以上の規程を比較したところ、主に以下の2点について、JOCの規程と振興センターの規程の間に相違点が存在することが判明した。

- ① 選手と指導者の「紐付け」をどの程度強いものとして要求するか（「専任」の解釈）
- ② 指導者の選手に対する指導等がどの程度の頻度で行われることを要求するか（「日常的に」の解釈）

オ 当委員会の見解

当委員会は、これらの論点が指導者スポーツ活動助成金の受給資格の有無を判断する上で極めて重要であることから、振興センターとJOCに対し、当該論点に関するそれぞれの見解を明らかにするよう求め、かつ、振興センターとJOCの各関連諸規程の趣旨を過去に遡って検討することに多くの時間を費やした。

その結果、当委員会は、以下のとおり判断するに至った。

(7) 選手の強化に携わる「スタッフ」であることについて

指導者スポーツ活動助成金は、JOCのアスリートプログラムにより認定された指導者の日常のスポーツ活動を財政的に援助する目的を有する以上、受給者は、アスリートプログラムの目的である強化指定選手の強化活動を行うという点で活動実態がなければならない。平成23年度以降に適用されるようになった実施要領17条は、日常スポーツ活動に対する助成の「助成対象者は、JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化選手のうち、JOCが別に定める基準によりエリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及びエリートA又

はエリートBの専任強化スタッフ(当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。)とする。」と定めており、また、平成22年度より前の実施要領においては、上記「専任強化スタッフ」という文言ではなく「アスリートのスタッフ」という文言が用いられていたことから、いずれにしても、指導者スポーツ活動助成金の受給要件としては、選手の強化に携わる「スタッフ」としての活動実態が伴うことが求められる。

もつとも、後述のとおり、JOCのアスリートプログラムにおいては、コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフという各カテゴリ³が存在するため、「スタッフ」としての活動実態があるかどうかは、伝統的なコーチ(コーチングスタッフ)の姿のみにとらわれるべきではなく、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフとしての活動実態を踏まえた判断がなされるべきである。

(7) 選手と指導者の「紐付け」の程度(「専任」の解釈)について

JOCのアスリートプログラムは、法律に基づき制定された「スポーツ振興基本計画」(現在の「スポーツ基本計画」)に根拠を有するものである。

平成12年9月、現行のスポーツ基本法の前身であるスポーツ振興法4条に基づき、文部省(当時)が「スポーツ振興基本計画」を策定し、これを受けて、JOCは平成13年、「ゴールドプラン」を策定した。

スポーツ振興基本計画は、政策目標として、①オリンピック競技大会などの国際競技大会で活躍できる競技者の育成・強化と、②メダル獲得率の倍増を政策目標に掲げ、そのための「必要不可欠な施策」として、①ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行うシステムの構築、②ナショナルレベルのトレーニング拠点の早期の整備や地域の強化拠

³ JOCによれば、各カテゴリーの内容は以下のとおりである。

コーチングスタッフ：競技の技術や戦術等に関する豊富な知識及び国内外の大会における指導経験を通して、実践の場において、競技者の心身両面の指導にあたる者。

マネジメントスタッフ：効率的な強化計画を推進するために、競技者、チーム、関係スタッフ、所属先、サポート団体等との連携を図り、競技活動をサポートする者。

情報・戦略スタッフ：競技力向上に関わる情報、国際動向等のスポーツ関連情報を収集・分析し、強化戦略の構築や評価検証等の側面より、強化事業にかかわる者。

医・科学スタッフ：メディカル、フィジカル、メンタル、栄養管理、コンディショニング等の側面より、強化事業に関わる者。

点の整備、③指導者の要請・確保（専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設）等を総合的に推進するものとし、側面的施策として、①スポーツ医・科学の活用により科学的トレーニング方法の開発を推進、②アンチ・ドーピング活動の推進、③国際競技大会等の積極的な開催等を掲げている。

JOCのゴールドプランは、スポーツ振興基本計画の「必要不可欠な施策」のうち①ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行うシステムの構築と③指導者の要請・確保に対応して、「強化プログラム」と「環境整備プログラム」を行うものとし、「強化プログラム」の具体的施策として、「アスリートプログラム」、「ナショナルスタッフプログラム」、「ナショナルコーチアカデミー」、「競技者育成プログラム」を柱と位置づけている。

アスリートプログラムは、それまでにすでに行われていた「オリンピック強化指定選手制度」と、ジュニア対象事業を拡大・発展させたものである。JOCのアスリートプログラムに基づき競技団体に配置される強化スタッフは、伝統的にはコーチングスタッフ、すなわち、選手に対し技術指導を行う、いわゆる典型的な「コーチ」のみが認められていたが、世界的な競技レベルの向上と競争の激化に対応するため、発達したスポーツ科学を利用した選手の競技力向上支援もまた、必須のものとして認識されるようになった。スポーツ振興基本計画は、技術指導コーチのみならず、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフといった、選手らの競技力向上を総合的に支援するスタッフの重要性を強調しており、これを受けて、JOCのアスリートプログラムにおいても、上記4カテゴリのスタッフを設けることとしているのである。

この強化スタッフカテゴリの拡大は、①オリンピック競技大会などの国際競技大会で活躍できる競技者の育成・強化と、②メダル獲得率の倍増という「スポーツ振興基本計画」で提示された政策目標に合致する具体的施策であり、「オリンピック競技大会で実施される正式競技の日本代表として参加可能な者をオリンピック強化指定選手（以下「強化指定選手」という）として認定し・・・効果的な強化活動の展開を図ること」というJOCのアスリートプログラムの目的にも叶うものである。

ここで、当委員会は、これらの新しいタイプの強化スタッフは、伝統的な技術指導コーチと異なり、特定の選手に対し一対一で強化・指導に当たるものではないこと、選手の側から見れば、

チーム・競技団体で共有され、複数の選手の競技力向上に尽くす者であることが想定されていることを強調しておきたい。試合の様子をビデオ撮影して分析を行ったり、競技用具の開発を行ったりする情報・戦略スタッフや、選手らの体調管理を行う医・科学スタッフについて、特定の選手のみに尽くすことを厳格に要求することは合理的ではないであろう。

関係諸規程は、これらの政策目標・プログラムの目的に整合するように解釈されるべきである。この点は、JOCのアスリートプログラムの存在を前提として、JOCの推薦に依拠して選手・指導者に対し助成等を行う振興センターの交付要綱・実施要領の解釈についても同様である。

以上を前提として、振興センターの実施要領17条にいう「専任強化スタッフ」との文言、及びJOCのアスリートプログラム3項にある「専任の強化スタッフ」との文言にある「専任」の意味を検討する。「専任」という単語の日本語としての意味は多義的であり、ある選手しか指導しない指導者（「兼任」でない者）、指導しか行っておらず他に仕事を持っていない者（「兼業」でない者）等々、文言からだけでは意義が確定しない。ところが、スポーツ振興基本計画には、以下のとおりの手がかりが存在する。

「国際的な競技者育成の動向を踏まえると、トップレベル競技者等は十分な時間をかけてトレーニングに専念することが必要であり、その指導者についても指導に専念することが求められている。／このため、諸外国では、指導者の専任化が積極的に推進されており、トップレベル競技者等を指導する有給の指導者は、ドイツにおいては789名（1996年）、フランスでは1,654名（1991年）を数えている。／我が国でも、1989年（平成元年）から、JOCがオリンピックでのメダル獲得が有望な競技団体に専任コーチを配置し、国もこれに対する支援を行っているが、この数は、現在29競技29名に止まっている。また、スポーツ団体の中には、独自の財源により指導者を確保している団体もあるが、その数は十分とはいえない状況にある。／このため、我が国においても指導者が指導に専念できる体制の充実を図ることが求められている。」

（「・・・(3) 指導者の養成・確保、[2] 現状と課題」より）

ここにいう「指導に専念（する指導者）」、諸外国における「指導者の専任化」＝「有給の指導

者」、「指導者が指導に専念できる体制」との文言で念頭に置かれているのは、要するに指導を職業として行うプロのコーチである。我が国において、国庫補助金を原資にJOCが設置する「専任コーチ」という制度があるが、同制度における専任コーチングディレクターは、トップアスリート担当の場合、月20日（要するにフルタイム）の活動が必要であり基準額924万円の謝金、ジュニアアスリート担当の場合、月10日以上が活動が要求され基準額360万円の謝金がそれぞれ支払われる（平成23年度の場合）。スポーツ振興基本計画にいう「専任」は、このレベルのプロコーチを指すものというべきであろう。

他方、指導者スポーツ活動助成金は謝金ではなく、あくまで経費助成であるという性質のものである。また、上記「専任コーチ」制度における謝金の金額と、指導者スポーツ活動助成金の金額とを比較すると、「専任コーチ」制度における謝金の上記金額と比べて、年額120万円（助成最高額）の指導者スポーツ活動助成金は、指導者の生計との関係ではあくまで補助的なものと言わざるを得ない。したがって、この指導者スポーツ活動助成金で指導者が生計を立てフルタイムの指導を行うことは想定しえず、指導者スポーツ活動助成金の趣旨は、謝金を受け取ることができない指導者らに対し、せめて実費だけでも助成しようというものと解される。換言すれば、この助成金で選手の側が指導者をフルタイムで独占することが想定され得ないことは、明らかであろう。

このことに加えて、以下の事実は極めて重要である。

- ・ 平成22年度まで振興センターにおいて作成・使用されていたスポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書には、指導担当選手を記載する欄がなかった〔別紙3：平成22年度及び平成23年度の助成活動計画書記入例〕。
- ・ 平成22年度までの振興センター実施要領は、「専任」という単語は用いていなかった。

これらの事実を考慮すれば、振興センターの現行実施要領17条にいう「専任強化スタッフ」との文言、及びJOCのアスリートプログラム3項にある「専任の強化スタッフ」との文言にある「専任」の意味を過大に解釈することはできない。スポーツ振興基本計画の趣旨に照らしても、

選手と指導者の独占的な紐付けを必須のものとする必要はない。ここで重要なのは、指導者が、指導者スポーツ活動助成金を受け取るにふさわしい強化スタッフとしての実態を備えていたか否かであり、選手と指導者の「紐付け」は、指導者スポーツ活動助成金を受け取るにふさわしい強化スタッフとしての実態を欠く指導者を助成対象者から除外することを目的として、その実態の有無を判断する1つの前提要素として用意されたものととらえられるべきであろう。

したがって、指導者スポーツ活動助成金の受給要件における選手と指導者との「紐付け」の程度は、指導者が担当の選手に対して、直接的または間接的に、強化スタッフ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフのいずれか）としての役割を果たしていれば足り、また、その他の選手に対して指導等を行うことまで否定するものではないと解すべきである。

振興センターは、A選手に「紐付け」られた指導者Xは、A選手に対するスタッフとしての活動が指導者Xが行う強化活動の100%を占める必要はなく、A、B、C、D、E、FというAを含む選手のスタッフとしての活動実績があれば足りるとし、JOC及び当委員会の見解と同一の見解である。なお、振興センターの見解は、A選手に対するスタッフとしての活動実績がなく、B、C、D、E、F、GというAを含まない選手のスタッフとしての活動実績だけでは足りないとする。

(7) 指導者の選手に対する指導等の頻度（「日常的に」の解釈）について

振興センター実施要領にいう「日常」的との文言についても、前述したJOC専任コーチが求められる活動日数に照らせば、フルタイムの指導者であることを要求すべきではない。

したがって、ある程度継続的に指導者としての活動を行っていることが必要と解すべきである。

(2) 具体的判断

当委員会は、振興センター及びJOCとの複数回にわたる協議を経て、ようやく上記の基準（「専任」及び「日常的」との文言の解釈）を得るに至った。すなわち、

- ・ 「スタッフ」としての活動実態があるかどうかが重要であり、伝統的なコーチ（コー

チングスタッフ)の姿にとられるべきではなく、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフとしての活動実態を踏まえた判断がなされるべきである。

- ・ 指導者が担当の選手に対して、直接的または間接的に、強化スタッフとしての役割を果たしていれば足り、その他の選手に対して指導等を行うことまで否定するものではない。
- ・ フルタイムの指導者であることを要求すべきではなく、ある程度継続的に指導者としての活動を行っていることが必要である。

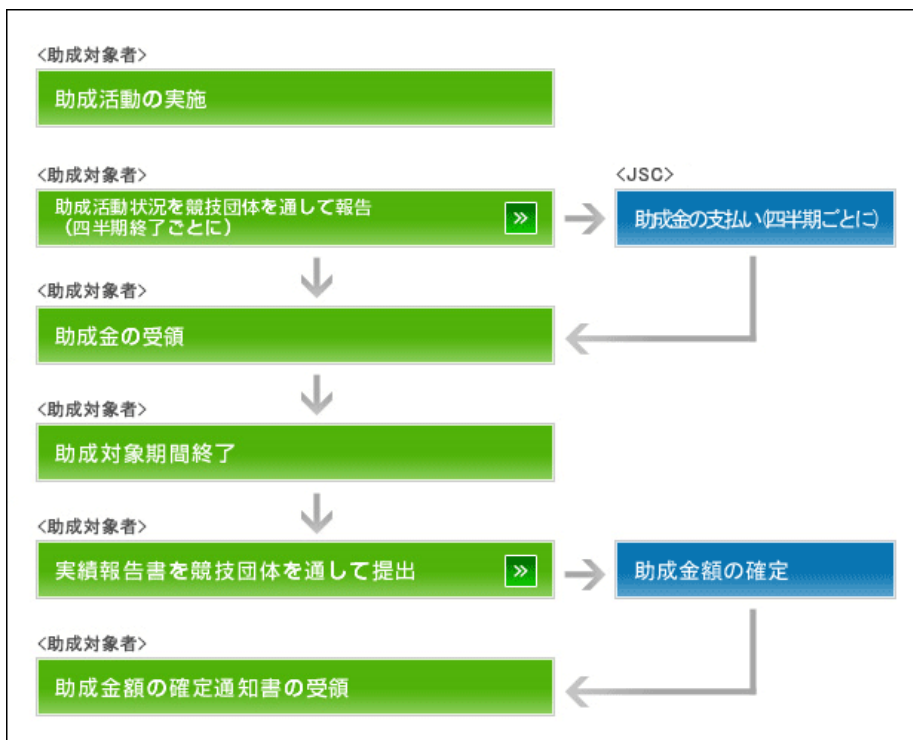
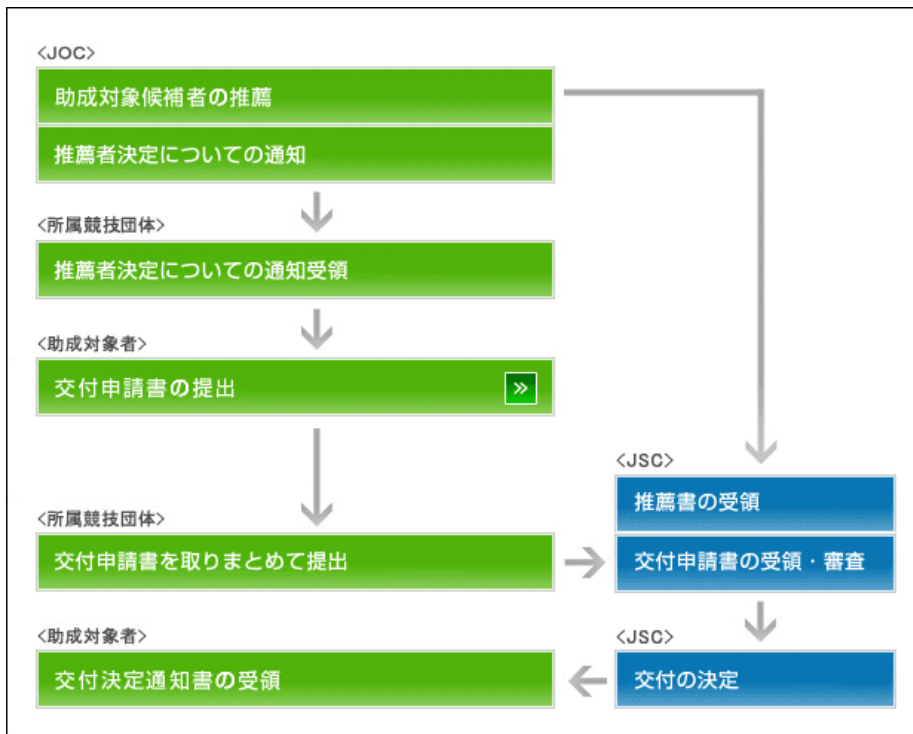
そこで、この基準を前提に、全柔連の指導者スポーツ活動助成金受領者 72 名（平成 19 年度～24 年度）のすべてについて、強化スタッフとしての活動実態の有無を調査中であるが、現時点までに調査が完了していないので、個別の受領者の受給資格の有無の結論は、最終報告に委ねる。ただし、以下の事実を指摘しておきたい。

全柔連の指導者スポーツ活動助成金受領者のうち、平成 24 年度において全柔連理事であった者 7 名は、いずれもコーチングスタッフではなくマネジメントスタッフである（平成 24 年度）。現時点までの報道は、助成金受領者について伝統的な「技術指導」が行われていたかという点に着目していたように思うが、それだけではなく、その他の強化スタッフ（マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフのいずれか）としての活動実態の有無をも調査し、指導者スポーツ活動助成金受領者に、真に助成金を受領すべき資格があったのかを検討することが、制度の趣旨に沿うものである。

2. 指導者スポーツ活動助成金の受給手続に対する全柔連の組織的関与の有無

(1) 指導者スポーツ活動助成金の受給手続の概要

指導者スポーツ活動助成金の受給手続の流れは、以下のとおりである（振興センターのウェブサイトから引用した。）。



指導者スポーツ活動助成金の受領者はあくまで指導者個人であるが、競技団体は、①受領者決定の場面と、②振興センターに対する活動報告書の提出の場面で関与することになる。そこで、当委員会は、全柔連が、上記①及び②の場面でそれぞれどのような役割を果たしたのかについて、関係書類の検討及び関係者のインタビューにより調査を行った。

(2) 全柔連における指導者スポーツ活動助成金の受給手続の実態

ア 受領者決定の手続と全柔連の組織的関与

指導者スポーツ活動助成金の受領者は、JOC が振興センターに推薦する。具体的には、①JOC が各競技団体に対し、指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選を依頼、②各競技団体内部で指導者スポーツ活動助成金受領候補者を人選、③各競技団体が JOC に対し指導者スポーツ活動助成金受領候補者の推薦を申請、④JOC による指導者スポーツ活動助成金受領候補者の決定・振興センターへの推薦という手順を踏む。これらの手続に関し、以下の事実が認められる。

- (7) 全柔連では、JOC からの推薦依頼状は、事務局強化課職員が受領する。強化課職員は、指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選を、男子・女子の両監督に依頼する。男子・女子の両監督は、指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選と、助成金を受け取る選手と指導者の組み合わせの原案を作成し、強化委員長に協議を求め、最終的には、強化委員長が決定し、強化課職員に伝達する。強化課職員は、両監督及び強化委員長による決定をもとに、JOC に対する推薦申請書を作成する。なお、両監督及び強化委員長による指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選は、強化委員会や理事会等に議題として上程されることはなかった。また、このような手続で指導者スポーツ活動助成金受領候補者が決定されることについて、全柔連において組織的な決定・授権がなされた形跡は伺われず、慣例として、両監督及び強化委員長のみにより決定されてきた経緯がある。
- (4) 強化課職員は、両監督に対し、選手と指導者の組み合わせを示す一覧表のひ

な形は渡すが、振興センターから配布される手引等、指導者スポーツ活動助成金の受給資格が説明された文書は交付しないため、両監督も強化委員長も、指導者スポーツ活動助成金の受給資格の詳細を十分に理解せずに、指導者スポーツ活動助成金受領候補者を人選し、助成金を受け取る選手と指導者の組み合わせを決定していた。

(ウ) 各指導者が JOC のアスリートプログラムにおける強化スタッフのうちいずれのカテゴリ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフ）に当たるかは、強化課職員が適宜決定し、JOC に推薦申請を行っていた。

(エ) JOC 強化部職員は、全柔連を含む各競技団体が JOC に提出した指導者スポーツ活動助成金受領候補者の推薦申請書類をチェックするが、その際、①各競技団体が人選した指導者スポーツ活動助成金受領候補者が、アスリートプログラムに基づき各年度の始めに決定される各競技団体の強化スタッフのリスト（全柔連の場合は、例年 150 名以上）に含まれていることを確認し、②各競技団体の事務局職員など、選手強化にたずさわらないことが一見して明らかなる者を除外する。また、③各競技団体が人選した候補者が指導者スポーツ活動助成金の受領資格を有するか否かについて疑義が生じた場合は、振興センターに対し確認を求める。しかし、アスリートプログラムに基づく強化スタッフは、全競技団体で合計 3500 名以上に上るので、各強化スタッフが具体的にどのような人物であり、指導者スポーツ活動助成金を受領するにふさわしい人物であるか、また、「紐付け」られた選手との関係で活動実態のあるスタッフであるかを JOC 強化部職員が判断するには限界があり、競技団体の人選を尊重せざるを得なくなっているのが現実であった。また、各指導者が後日振興センターに提出する活動計画書は JOC に共有されないので、各指導者が具体的にどのような指導を行う計画であるかを、JOC が確認することはできなかつた。

- (オ) 振興センターは、「①JOCは、センターに対し、助成対象候補者を推薦します。
②センターは、JOCから推薦された候補者の中から助成対象者を審査・決定し、JOCに通知します。（内定通知）」と定めている（「事務手続について」）。しかし、実際には、振興センターは、各競技団体における助成対象者についての固有の審査は行わず、JOCの推薦を全面的に受け容れる運用となっていた。また、振興センターが用意したJOCからの推薦状のひな形に、JOCのアスリートプログラムにおける強化スタッフのうちいずれのカテゴリ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフ）に当たるかを記載する欄はなかった（もともと、JOCは参考資料として、各指導者がどのカテゴリに当たるかを記載した資料を添付して、振興センターに提出していた。）。
- (カ) JOCの推薦を受けた各指導者は、振興センターに対し、活動計画書を添えて、助成金交付申請書を提出し、振興センタースポーツ振興事業部職員はこれを審査するが、申請者が、JOCのアスリートプログラムにおける強化スタッフのうちいずれのカテゴリ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフ）に当たるかは関知しないため、各申請者の活動計画につき、各カテゴリのスタッフとしてふさわしい内容になっているかどうかという審査の視点はなかった。

イ 活動報告書の提出手続と全柔連の組織的関与

指導者スポーツ活動助成金受領候補者としてJOCから推薦を受けた指導者は、振興センターに対し、助成金申請書とともに活動計画書を提出する。また、助成活動が始まったのち、四半期ごとに活動報告書を提出する。

全柔連の指導者が振興センターに提出した活動計画書及び活動報告書に関しては、以下の事実が認められる。

- (7) 振興センターが全柔連に交付した資料は、振興センターが作成した手引、活

動計画書及び活動報告書の書式並びにそれらの記載例のみであり、交付要綱及び実施要領は配布されていなかった。もっとも、助成対象者に交付する交付決定通知書には、交付要綱及び関係規定の定めるところに従わなければならないと明記されていた。

- (イ) 全柔連強化課は、助成対象者である指導者に対し、活動計画書及び活動報告書を作成し、提出するよう求めていたが、その際に、振興センターが作成・配布した活動計画書及び活動報告書の書式と、活動計画書及び活動報告書の記載例を配布するのみで、手引は配布せず、そもそも指導者スポーツ活動助成金がどのような性格の助成金であるのか、助成対象者に理解させる努力を怠った。そのため、助成対象者の中には、指導者スポーツ活動助成金の趣旨や助成対象者、助成対象活動等、さらには自分がいかなるカテゴリのスタッフとしてJOCに推薦されているかについて十分理解しないまま、活動計画書及び活動報告書は形式的・名目的なものではないかと受けとめて書類を作成した者もいた。また、振興センターの記載例の内容は、選手用のものであり、指導者用のものではなかったため〔別紙3参照〕、指導者が作成した活動計画書及び報告書は、振興センターの選手用の記載例をほぼ書き写したものになっており、指導者がマッサージやトレーニングを受けることになっていたり、毎年ダンベルを購入することになっていたりする等、一見して、指導者としての活動実態と合致しない内容となっていた。もっとも、全柔連の事務局は、長年にわたり、そのような実態と合致しない活動計画書及び活動報告書について振興センターから指摘を受けることがなかったこと、提出期限が厳しかったこともあって、活動計画書や活動報告書の内容を吟味することなく、そのまま振興センターに提出していた。
- (ウ) 助成対象者であった指導者の多くは、活動計画書及び活動報告書の内容が指導者としての活動実態と乖離していることについて認識していたものの、長年にわたり、そのような書面について振興センターから指摘を受けることが

なかったため、特に問題があるとは感じていなかった。ただし、一部の指導者は、指導者としての活動実態と乖離した内容の活動計画書及び活動報告書を振興センターに提出したことについて自責の念にかられていたものの、長年にわたり確立された運用であったことから、全柔連の幹部や事務局に問い質す等の行為に出ることができなかった。

(エ) 活動計画書及び活動報告書には、全柔連の会長の認証があるが、同会長が活動計画書及び活動報告書の内容を確認することなく、事務局レベルで事務的に認証されるのが実態であった。また、全柔連には助成金審査委員会が設置されていたが、同委員会も指導者スポーツ活動助成金の運用に関する調査を行ったことがないなど、全柔連が組織として、このような認証の実態や、上記(イ)及び(ウ)の状況を是正しようとしたことはなかった。

(オ) 振興センターは、活動計画書及び活動報告書の内容が、振興センターが作成した記載例をほぼそのまま写したものであり、指導者としての活動を記載すべきところに選手の活動が記載されていたことや、活動報告書に支出として計上されている旅費等が、万円単位で記載されており端数がないなど、明らかに実態と異なる記載になっているにもかかわらず、それを調査し、是正を求めたことがなかった。

(3) 評価

公金としての助成金の交付を受ける以上、受給者すなわち指導者が、助成金受給要件を十分に咀嚼し理解すべきであり、組織としての競技団体にもまた、助成金受給要件や手続に精通し、適切な受給手続が履践されるための措置を取ることが求められる。

しかし、上述のとおり、全柔連においては、指導者スポーツ活動助成金の受給推薦者を決定する強化スタッフ幹部（強化委員長及び両監督）が受給資格の詳細を理解しておらず、事務局もこれを是正する努力を怠っていた。

また、指導者スポーツ活動助成金は謝金ではなく経費助成であるという性質からすると、活動

計画書及び活動報告書に実態と乖離した内容を記載することは許されるものではない。しかし、助成対象であった全柔連の指導者から提出された活動計画書及び活動報告書の内容は実態と乖離しており、問題があったと言わざるを得ない。そして、全柔連が、組織として、実態と乖離した活動計画書及び活動報告書が提出されていることを是正せず、全柔連の会長が書面の内容を確認していないのに同会長の認証が行われているという事態まで発生しているにもかかわらず、助成金審査委員会等も含め、誰もこれを調査することなく、是正しようとすることもなかった。

前述のとおり、指導者スポーツ活動助成金を受領していた個々のスタッフが受給資格を有していたか否かについて、当委員会では結論を出していない。しかし、以上の事実に照らせば、全柔連は、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていたと断ぜざるを得ない。また、そのような遵法精神の欠如を改善する仕組みを欠いていた点において、全柔連のガバナンスに問題があったと指摘せざるを得ない。

なお、指導者スポーツ活動助成金を受領していた指導者の中には、長年にわたり全柔連の役職を務め、いわば全柔連の中核を歩んできた者から、全柔連に関連する諸団体（学生団体、業界団体等）の代表として、いわゆる「充て職」として一時的に全柔連の役職に就いた者まで、様々な立場の者が存在する。前者の中には、全柔連の組織としての不適切な行為について主導的役割を果たしていた者がいる可能性があり、その者の責任は相対的に重いと言わざるを得ない。他方で、後者は、組織による不適切な行為に外様として従わざるを得なかったという意味で、結果として不適切な行為に荷担したという側面もあることは否定できず、その責任の軽重を考える上で斟酌すべきである。

当委員会としては、各受給者の全柔連における立場も考慮に入れて、その責任の軽重を判断する所存である。

(4) 背景

上記ア(エ)ないし(カ)のとおり、指導者スポーツ活動助成金の受領者決定プロセスにおいて、JOCによる指導者スポーツ活動助成金受領候補者の推薦及び振興センターによる活動計画の審査には限界があった。しかし、受領者の推薦と活動計画の審査に関しては、JOCと振興センターの間で、JOCが各指導者のカテゴリ分けと活動計画書の内容を共有し、それぞれが二重に審査を行ったり、申請者や競技団体に対し選手と指導者の関係をより詳細に説明させたりするなど、より実質的な審査が行えるような運用になっていなかったところであり、振興センターとJOCの両者につき、そのような改善の余地があると言わざるを得ない。

また、上記イ(ウ)のとおり、振興センターは、全柔連の指導者から提出された活動計画書及び活動報告書の内容が実態と乖離していることが明らかであったにもかかわらず、それを長年にわたり見過ごし、是正されずに今日に至ったものと認められる。そして、その結果、指導者スポーツ活動助成金は経費助成であるという性質でありながら、その取扱いが限りなく用途が自由な金銭として運用され、指導者スポーツ活動助成金が経費助成であるという性質と実態との間に乖離が生じるに至っていたと言わざるを得ない。

当委員会としては、全柔連が、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていた責任は免れないものの、振興センター及びJOCによる上記のような制度運営が、本件の背景にあることもまた事実であると考える。

3. 「強化留保金」に関する問題の有無

(1) 実態

当委員会は、全柔連より、「強化留保金」が保管されていたという全柔連強化委員会の銀行預金口座の通帳と関連資料を受領し、分析を行い、また関係者の面談・事情聴取を行った。残高の推移は、別紙4のとおりである。

当委員会としては、「強化留保金」の出入金を決定する権限は歴代の強化委員長が有し、実際の出納管理は歴代の全柔連における「専任コーチ」（全柔連事務局に席を置き、総務的な仕事も行ってたコーチ）が行っていた（全柔連における「専任コーチ」というポジションが廃止された平成20年7月以降は全柔連事務局強化課）と認定する。

支出については記録が不十分で確定はできないが、現時点では、多くが食事代に費やされたのではないかと推測している（別紙5）。

「強化留保金」の実態は、以下の期間に分けて把握できると考える⁴。

ア 上村強化委員長の時代

B氏は、全柔連ナショナルチームの指導者のひとりであり、平成13年4月ころ、A氏から強化留保金の管理を引き継いだ。A氏から引き継いだときの強化留保金の残高は、約200万円であったとB氏は述べた。

B氏は、引き継いだ当初から、講道館近くのある銀行の支店に預金口座を作って強化留保金を管理していたが、その支店が閉店となったため、平成15年5月27日、講道館近くの別の銀行の支店に、「全柔連 強化留保金 代表 B」名義の銀行預金口座を開設し、強化留保金を移した（移した時点での強化留保金の残高は400万円あまり。）。この2通の口座のうち、新しい方の口座の通帳は当委員会に提出されたが、古い方の通帳は発見されていない（B氏は、同氏がコーチを退

⁴ なお、調査の過程において、強化委員長が管理する「強化留保金」のほかに、男子のナショナルチームと女子のナショナルチームに、それぞれの監督が管理する「コーチ費」等と呼ばれるプール金というべきものが存在することが判明した。ただし、これらのプール金の原資は、選手らに対する餞別・激励金の類であり、指導者スポーツ活動助成金のような公金の性質を有する金銭が入金されている形跡は今のところ窺われない。また、用途についても、男女ナショナルチームの活動以外の用途に使われた形跡は今のところ伺われない。よって、現時点では、大きな問題はないのではないかと思料するが、結論は最終報告に委ねる。

任する際に、古い方の通帳をシュレッダーにより破棄した可能性がある」と証言している。)

新しい方の預金口座は、平成 17 年 5 月 16 日に残高がゼロ円になっている。また、この時代の出納を B 氏が記録したノートが存在する。

この時代の強化留保金の原資について、B 氏は、A 氏から引き継いだ繰越金、ナショナルチームに対して贈られた餞別・激励金に加え、指導者スポーツ活動助成金を受領した指導者が、振興センターからの助成金を四半期ごとに各 30 万円受領した直後に、各 10 万円ずつ (年間で一人あたり 40 万円)、強化留保金として振り込んだ又は現金で支払ったものも含まれていると証言した。B 氏は、新たに助成金を受領することになった指導者に対しては、下記の用途に用いることを説明した上で、四半期ごとに 10 万円を回収していたと証言している。

この時代の強化留保金の用途についてであるが、記録に残っているものは、概ね別紙 5 のとおりである。また、振興センターからの助成金や JOC からの謝金を受け取っていた強化委員らと、それらを受け取っていないがコーチとしての活動をしている強化委員らとの間で「不平等」が起きていることから、強化委員長¹の指示を受け、同じ強化に携わる強化委員として「平等」になるように、それらを受け取っていないがコーチとしての活動をしている強化委員らに対し、強化留保金から四半期ごとに 20 万円が渡るようにしていた。

この時代、すなわち平成 12 年 9 月から平成 18 年 3 月までの強化委員長は上村春樹氏 (現全柔連会長。以下「上村氏」という。) であり、同氏は、上記強化留保金を誰が拠出するか、強化留保金から何のために拠出するかを決定する権限を自らが強化委員長として保有していたこと、実際の管理は B 氏に任せていたことを、当委員会に対し認めた。また、B 氏は、上村氏に対して、定期的に強化留保金の収支について報告を行っていた。

なお、強化留保金の実務が始まった時期は確定できていないが、上村氏も B 氏も、強化留保金の実務は、前任者から引き継いだものであり自分の時代に始まったものではないと述べた。また、上村氏の前に強化委員長であった藤田弘明氏は、自分の時代にも強化留保金の実務はあったと述べている。

イ 吉村強化委員長の時代 (前期)

「C」名義の銀行預金口座の通帳が、当委員会に提出された。同口座は平成17年3月25日に開設されている。

C氏は、全柔連ナショナルチームの指導者のひとりであり、平成17年3月ころ、強化留保金の管理をB氏から引き継いだ。

平成17年9月に、強化委員長が上村氏から吉村和郎氏（以下「吉村氏」という。）に交代した。そのため、平成17年9月までは上村氏が、その後は吉村氏がそれぞれ、当該出入金の権限を有しており、両氏のもと、C氏が強化留保金の出納管理を行っていた。

C氏は、平成20年8月の第29回オリンピック競技大会（北京）の直前に体調を崩し指導者の立場も辞したため、平成20年7月頃をもって強化留保金との関わりも消滅した。

この時代の強化留保金の原資について、上村氏・吉村氏は、それまでの繰越金に加え、指導者スポーツ活動助成金を受領した指導者が、振興センターからの助成金を四半期ごとに各30万円受領した直後に、各10万円ずつ（年間で一人あたり40万円）振り込んだものも含まれていると証言したが、誰がいつ振り込んだか等の正確な記録・記憶は有しないと証言した。

この時代の出納を記録したノートが存在するはずとのC氏の証言があるが、発見されていない。

ウ 吉村強化委員長の時代（後期）

平成20年7月頃にC氏が体調を崩したため、当時の全柔連強化委員長であった吉村氏が、強化留保金が保管されていたC氏名義の銀行預金口座の管理を直接行うようになった。第29回オリンピック競技大会（北京）終了時の強化留保金口座の残高は概ね500万円弱であった。

この時代の強化留保金の原資は、それまでの繰越金に加え、概ね、指導者スポーツ活動助成金受領者が、振興センターからの助成金を四半期ごとに各30万円受領した直後に、各10万円ずつ（年間で一人あたり40万円）振り込んだものである。

この時代の強化留保金の使途については、記録が不十分で正確には不明であるが、概ね別紙4のとおりである。

吉村氏は、強化留保金の管理の任にあったものの、指導者スポーツ活動助成金受領者からの留保金の「回収」等、実際の事務作業については、全柔連強化課の職員に行わせていた。平成21

年度は、強化留保金の支払要請は口頭で行われ、入金も吉村氏または強化課職員への現金手渡しによることが多かったが、平成 22 年度以降、強化留保金の支払要請は電子メールを使って行われるようになり、入金も銀行振込による例が多くなった。強化留保金保管口座の残高は、平成 20 年末の時点で 500 万円弱、平成 21 年末の時点でも 500 万円弱であった。

ところが、平成 22 年 9 月に行われた世界柔道選手権大会で、選手の枠が各階級 2 名となり、かつ日本柔道選手が好成績を収めたことから、同年度下期以降、振興センターから助成金を受領できる選手・指導者が増加し、指導者から拠出される強化留保金の残高が急激に膨れあがった。その結果、強化留保金保管口座の残高は、平成 22 年末の時点では 800 万円弱となり、平成 23 年末には 2000 万円余りに達した。

平成 24 年夏頃、C 氏は、自分名義の銀行預金口座が未だに強化留保金の保管口座として使われていることを知り、吉村氏に対し、自分名義の銀行口座の利用を中止するよう求めた。このころ吉村氏は、C 氏名義の銀行口座の残高を確認したところ、この時点での残高が 2600 万円ほどになっていたことを知った。

吉村氏は、C 氏の上記要請を受け、同人名義の銀行口座を閉鎖することを決め、その準備のため、平成 24 年 9 月 13 日、「全日本柔道連盟強化委員会 吉村和郎」名義の預金口座を開設し、全柔連強化課職員に対し、C 氏名義の口座から徐々に資金を移動させるよう指示した。

吉村氏は、この時代の強化留保金の出納を一切記録しておらず、領収書も整理していない（吉村氏は、同氏が強化委員長を退任する際に、領収書の一部をシュレッダーにより破棄したと述べている。）。

吉村氏は、平成 24 年 10 月 5 日から 10 月 8 日まで開催されたぎふ清流国体の折りに、強化留保金が 2000 万円を超え 3000 万円に近づいていたことを、会長である上村氏他に話した。これを受けた上村氏は、吉村氏に対し、金額が大きくとんでもないことだと述べ、収支を明確にし、適切な処理を行うよう指示した。吉村氏は、強化留保金の「回収」を止めることとし、強化課職員を通じて拠出者に連絡した。実際に、助成金受領者からの拠出は、平成 24 年第 1 期分（4 月～6 月分計 30 万円）からの拠出を最後に行われていない。

平成 24 年 10 月 11 日、C 氏が上京した折に、C 氏名義の口座は解約され、その際に引き出され

た 2000 万円あまりの現金は、吉村氏が全柔連本部の自己の机に保管した。

平成 24 年 10 月、吉村氏が全柔連強化委員長から退き、斉藤仁氏が同委員長に就任することとなったが、吉村氏は、全柔連強化委員長から退くことを機に、当初は、平成 24 年 11 月 10 日から同月 11 日に開催される講道館杯の際に、2800 万円余りの強化留保金をその拠出者らに返還しようと考えた。ところが、記録が十分でなかったことから、前提としての収支を明確にする作業が実施できず、結局は返還を行わないこととなった。

平成 24 年 11 月 21 日、「全日本柔道連盟強化委員会 吉村和郎」名義の口座も解約され、その際に引き出された 800 万円あまりの現金も、吉村氏の机に保管されることとなった。

吉村氏は、平成 24 年 11 月 30 日から同年 12 月 2 日まで開催された柔道グランドスラム東京大会の際に、当時判明した限りの強化留保金拠出者を集め、過去の使途の概要を説明し、斉藤強化体制にそのまま引き継ぎたいとの希望を述べた（強化留保金の残高は説明していない。）。吉村氏のこの発言を聞いた強化留保金拠出者で、特に異論を述べた者はいなかった。

エ 斉藤強化委員長の時代

斉藤氏は、吉村氏から引き継いだ強化留保金について、D 氏に、吉村氏から現金・過去の通帳・資料等を承継するよう指示し、D 氏はこれを実行した。D 氏は、現金をしばらく自宅に保管していたが、肩書付きの個人名義の銀行口座を開設できることを知り、平成 25 年 2 月 14 日、「全日本柔道強化スタッフ親睦会 代表 D」名義の口座を開設し、現金を入金した。

斉藤体制における強化スタッフらは、強化留保金の残高が多額のため、個人名義で管理するのではなく複数のコーチにより共同管理すべきであると考えていたが、共同管理への移行が実現しないまま、平成 25 年 3 月 18 日、強化留保金に関する新聞報道がなされた。

現在、D 名義の銀行口座の預金通帳は、D 氏の知人の公認会計士に預託されている。また、複数国の外貨現金が存在する。なお、斉藤体制に引き継がれてから、幾ばくかの支出があり、現時点での同口座の残高は 2300 万円余りである。

受領した助成金を強化留保金に拠出した指導者とその正確な拠出金額については、さらに調査

を進める所存である。

(2) 評価

ア 振興センターに対する資金使途報告書との関係について

振興センターから指導者スポーツ活動助成金を受領していた助成金受領者は、振興センターに資金計画と報告書を提出している。全柔連のスタッフらが提出した報告書面には助成金を日常スポーツ活動における経費として支出した旨が記載されているが、強化留保金としての拠出は、明らかにスタッフの日常スポーツ活動における「経費」とは認めることができず、この点で振興センターに提出された資金計画と報告書の内容とは異なる日常スポーツ活動における経費以外に助成金を使用したことになり、問題と言わざるを得ない。

なお、振興センターが作成した「スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付決定手続きの手引」には、「日常スポーツ活動に対する助成金は、日々のスポーツ活動に対する実費弁償的な性格をもつものとして、非課税扱いとなっています。また、日々の支出に関しては、交付申請時の資金計画と四半期ごとの報告書をもって証拠書類に代えることとし、領収証等のNAASHへの提出は必要ありません。」と記載されている（注：NAASHとは振興センターの旧略称である。）。また、平成22年度以前は、「スポーツ振興基金助成金 選手・指導者活動助成（日常スポーツ活動）の事務手続について」と題する文書が作成されていたが、同文書にも趣旨のことが記載されていた。

この扱いは、振興センターによれば、平成4年に、当時の文部省と大蔵省の間で折衝があり、その結果発せられた「平成4年2月27日付け各国税局所得税課担当補佐宛て事務連絡（国税庁課税部審理室審理第一係長通知）」に基づくものとのことである。

さらに、例年、振興センターから各助成金受領者に対し交付決定書が送付される際に、振興センタースポーツ振興事業部助成課長から助成活動者への「事務連絡」が同封されているが、同文書にも、「領収書については、これを整えることは必要ないとされており」と記載されている。実際にも、これまでに、振興センターにより報告書の内容が精査され、不適切な支出である

と判断されたケースはないとのことである。

以上のとおり、指導者スポーツ活動助成金の使途については、交付申請時の資金計画と四半期ごとの報告書が振興センターに提出されれば報告書をもって正当な経費支出を推定し、その裏付けである領収書等の提出は求めないというのが、振興センターの立場である。これは、選手・指導者という個人に対し、資金使途の記録や領収書の収集等の煩雑な作業を求めることは、選手・指導者の円滑なスポーツ活動を阻害することになりかねないことからなされた現実的な判断と評価できる。とはいえ、強化留保金への拠出は、報告書に記載された日常スポーツ活動の経費支出とは認めることができず、上記の推定が破られるため、助成対象とならないと判断せざるを得ないこととなる。この点について、当委員会は、振興センターと十分な打ち合わせを経て、共通の理解とした。

当委員会は、振興センターと協議の上、全柔連における助成金受領者が助成金から強化留保金として拠出をしていることが、証拠に基づき認定できるかどうかを、調査の範囲として確定した。

イ 強化留保金拠出の経過・拠出者の認識について

振興センターからの助成金受領者といえども、自己資金（例：所属勤務先からの給与）については、それをどう使おうが自由である。したがって、全柔連の内部組織である強化委員会に所属する複数名のメンバーが原資を拠出し共同の費用にあてる仕組みを作ったとしても、原資が振興センターの助成金ではなく、資金拠出者が真に自由意思により資金を供出しており、記録や資金拠出者への報告が適切になされているのであれば、問題はないと考えられる。

しかし、全柔連の強化留保金については、以下の事実が認められる。すなわち、

- ・ 強化留保金の仕組みは、拠出者を含む関係者で協議の上、合意に基づき定められたものではなく、慣例の名の下に、一部の関係者が主導して運用されていた。
- ・ 強化留保金の管理者は、歴代の強化委員長と認識されていた。そのうちの一名は、現在の全柔連会長上村春樹氏である。
- ・ 強化留保金の拠出を求める連絡は、少なくとも平成22年以降は、全柔連強化課から

の電子メールにより、指導者スポーツ活動助成金受領者に限定されてなされていた。

- ・ 強化留保金の拠出がない場合、督促が行われ、他方で、指導者スポーツ活動助成金を受領しなくなった者は、その時点から強化留保金の支払いを免除される等、助成金の受領の有無と強化留保金の拠出の要否が連動していた。
- ・ 強化留保金が保管されていた銀行口座から現金を引き出すための暗証番号が、少なくとも平成 22 年以降は、複数の強化関係者の間で共有されていた。

これらの事実を総合考慮すれば、強化留保金の原資は振興センターの助成金であると特定でき、また、資金拠出者が完全な自由意思により資金を供出しているとも言えず、強化留保金の管理に全柔連が組織として関与していたと言わざるを得ない。さらに、

- ・ 強化留保金の使途につき記録が整えられておらず、資金拠出者に対する書面による具体的な報告も一切なされていなかった。

これらの事実を鑑みれば、全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であった。そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかったことは、全日本柔道連盟の組織のガバナンスとして大きな問題があったものと言わざるを得ない。

以上

当委員会の構成

第三者委員会委員

委員長 山内 貴博	弁護士・弁理士（長島・大野・常松法律事務所）、日本ドーピング防止規律パネル委員、日本スポーツ仲裁機構仲裁人候補者、日本オリンピック委員会第三者特別調査委員会委員（JOC補助金等に関するもの。平成24年）、同・全柔連に関する緊急調査対策プロジェクトメンバー（平成25年）、元第一東京弁護士会常議員
委員 稲葉 喜子	公認会計士（株式会社PAS／はやぶさ監査法人）
委員 木谷 嘉靖	弁護士（木谷法律事務所）、第一東京弁護士会元副会長、弁護士業務の適正化に関する委員会元委員長、民事介入暴力対策委員会元委員長、日弁連弁護士推薦委員会元副委員長、非弁提携弁護士取締委員会元副委員長
委員 二村 隆章	公認会計士
委員 望月 浩一郎	弁護士（虎ノ門協同法律事務所）、日本スポーツ法学会理事（元副会長）、日本学生野球憲章検討委員、日本スポーツ仲裁機構仲裁人候補者、日本体育協会ジュニアスポーツ法律アドバイザー、スポーツ少年団常任委員、日本オリンピック委員会第三者特別調査委員会委員（JOC補助金等に関するもの。平成24年）、元東京弁護士会監事

補佐

補佐 生田 圭	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、日本オリンピック委員会第三者特別調査委員会補助者（JOC補助金等に関するもの。平成24年）、同・全柔連に関する緊急調査対策プロジェクト補佐（平成25年）
補佐 澤田 将史	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、日本オリンピック委員会全柔連に関する緊急調査対策プロジェクト補佐（平成25年）

注) 肩書等はいずれも平成25年4月26日現在。

調査の経過

2013年	調査事項	検討資料
3月26日(火)	全柔連理事7名のヒアリング 当委員会協議	全柔連理事会規程 全柔連監事より受領した助成金に関する資料
3月27日(水)		
3月28日(木)	全柔連事務局より受領した資料の検討	助成金受領者リスト、強化留保金預金口座の写し
3月29日(金)	振興センターとの協議	
3月30日(土)		
3月31日(日)		
4月1日(月)	全柔連事務局強化課職員3名のヒアリング 当委員会協議	
4月2日(火)		強化委員会議事録、助成金に関する資料
4月3日(水)		強化留保金に関する資料
4月4日(木)	全柔連事務局にて資料の調査 全柔連事務局強化課職員1名のヒアリング 振興センターとの協議	平成20年度から平成24年度の全柔連がJOCから受領した書面、全柔連がJOCに提出した書面、全柔連が助成対象者から受領した書面
4月5日(金)		助成金に関する交付要綱、実施要領、手引(平成19年度分～24年度分) 平成19年度に全柔連がJOCから受領した書面、全柔連がJOCに提出した書面、全柔連が助成対象者から受領した書面
4月6日(土)	もと全柔連コーチ1名のヒアリング 当委員会協議	
4月7日(日)		
4月8日(月)	全柔連強化委員1名のヒアリング 当委員会協議	B時代の通帳及び出納帳、コーチ費の出納帳、領収証

2013 年	調査事項	検討資料
4月9日(火)	もと全柔連強化委員長1名のヒアリング	
4月10日(水)		
4月11日(木)	JOC事務局強化部職員3名のヒアリング 当委員会協議	個人助成対象者一覧
4月12日(金)	振興センターとの協議	平成24年度スタッフ数一覧
4月13日(土)		
4月14日(日)		
4月15日(月)	振興センターとの協議 JOCとの協議	JOCゴールドプラン、スポーツ振興基本計画
4月16日(火)		過去のアスリートプログラム、エリート認定人数等一覧
4月17日(水)	上村春樹会長のヒアリング 当委員会協議	
4月18日(木)		
4月19日(金)	振興センター・JOCとの協議	コーチ費の通帳・出納帳
4月20日(土)		
4月21日(日)		
4月22日(月)	当委員会協議	個人助成基礎データ
4月23日(火)	佐藤宣践副会長のヒアリング	
4月24日(水)	全柔連事務局長のヒアリング もと全柔連コーチ1名のヒアリング 藤田弘明副会長のヒアリング(電話)	助成金交付額一覧
4月25日(木)		
4月26日(金)	中間報告書公表	

スポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書記入例（平成22年度）

[記入例]

別紙2-8

②-1

助成活動計画書（日常スポーツ活動）

申請者名 (助成対象者本人)

活 動 計 画 の 内 容	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
		日本代表の選考会に向けて最終調整を行う。	選考会が終了し、本大会に向けて基礎トレーニングを行う。	本大会に向けて、実践的なトレーニング及び調整を行う。
期 間	JOCから通知の助成対象期間のとおり			
目的及び 期待される 成 果	日本代表選手選考会で代表権を獲得したので、本大会における決勝進出ならびにメダルの獲得。			

資 金 計 画

収 入			支 出		
科 目	金 額	内 容	科 目	金 額	内 容
1. 基金助成金	1,200,000	スポーツ振興基金助成金	1. 諸 謝 金	550,000	トレーナー @15,000×30日 マッサージ @10,000×10日 合宿所（東京-大阪） トレーニングジムの貸切使用 2日 ダンベル、アイシング器具 トレーニングウェア、シューズ 用具類の運搬費
2. 自己負担金	200,000		2. 旅 費	350,000	
		3. 借料及び損料	150,000		
		4. 備 品 費	200,000		
		5. 消 耗 品 費	100,000		
		6. 通信運搬費	50,000		
		7. そ の 他	0		
収 入 合 計	1,400,000		支 出 合 計	1,400,000	

収入合計と支出合計は一致させること

助成活動計画（資金計画を含む）承認書

上記の助成活動計画（資金計画を含む）については、競技技術向上を図るために行う日常のスポーツ活動であることを承認します。

平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

平成22年6月30日までの日付

直筆以外の場合（PC等の印刷）は、押印すること。

所属団体の長 (記名押印又は署名)

スポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書記入例（平成23年度）

記入例②-1

別紙2-3

助成活動計画書（日常スポーツ活動）

申請者名 (助成対象者本人)

	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
活動計画の内容	日本代表の選考会に向けて最終調整を行う。	選考会が終了し、本大会に向けて基礎トレーニングを行う。	本大会に向けて、実践的なトレーニング及び調整を行う。	本大会に向けて、実践的なトレーニング及び調整を行う。
期間	JOCから通知の助成対象期間のとおり			
目的及び期待される成果	日本代表選手選考会で代表権を獲得したので、本大会における決勝進出ならびにメダルの獲得。 指導者は、担当選手がわかるように必ず明記してください。 ※団体種目・チームの指導者の場合は、指導する団体種目・チームがわかるように必ず明記してください。			
担当指導選手	○○△△選手（団体種目等の場合は、「男子リレーチーム」等）			

資金計画

収入			支出		
科目	金額	内容	科目	金額	内容
1. 基金助成金	1,200,000	円 スポーツ振興基金助成金	1. 諸謝金	550,000	円 トレーナー @15,000×30日 マッサージ @10,000×10日 合宿所（東京ー大阪） トレーニングジムの貸切使用 2日 ダンベル、アイシング器具 トレーニングウェア、シューズ 用具類の運搬費
2. 自己負担金	200,000		2. 旅費	350,000	
		3. 借料及び損料	150,000		
		4. 備品費	200,000		
		5. 消耗品費	100,000		
		6. 通信運搬費	50,000		
		7. その他	0		
収入合計	1,400,000		支出合計	1,400,000	

JOCからの通知のとおり

収入合計と支出合計は一致させること。

助成活動計画（資金計画を含む）承認書

上記の助成活動計画（資金計画を含む）については、競技技術向上を図るために行う日常のスポーツ活動であることを承認します。

平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

JOCから通知があった日～平成23年6月20日までの日付

直筆以外の場合（PC等の印刷）は、押印すること。

所属団体の長 (記名押印又は署名)

留保金口座残高の推移

【強化留保金口座月次推移】

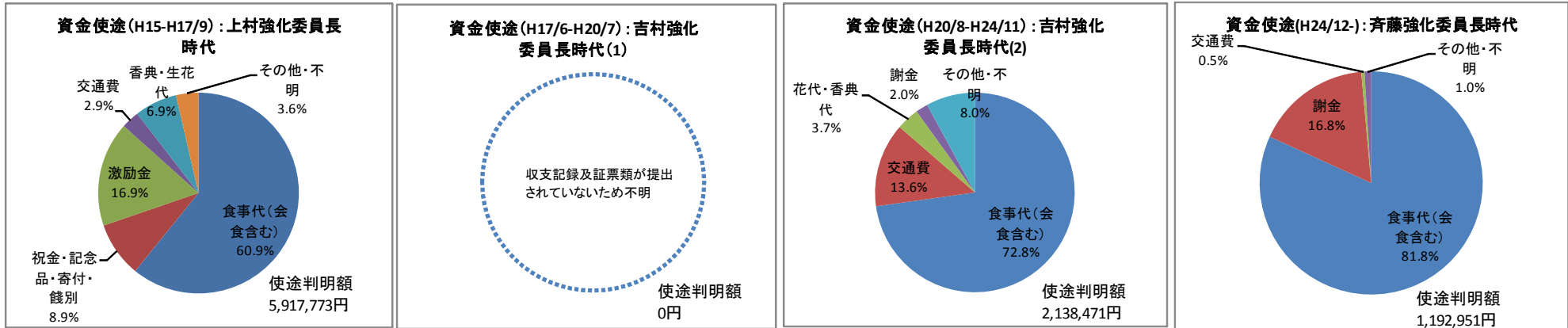
				(単位:円)			
年月日	入金	出金	残高	強化委員長	口座管理者	口座名義人	備考
H15/5	4,026,482	0	4,026,482	上村	B	B	H15.5.27開設
H15/6	0	0	4,026,482				
H15/7	0	0	4,026,482				
H15/8	8	426,679	3,599,811				
H15/9	200,000	500,420	3,299,391				
H15/10	892,088	416,210	3,775,269				
H15/11	300,000	100,000	3,975,269				
H15/12	502,353	15,000	4,462,622				
H16/1	718,395	66,000	5,115,017				
H16/2	17	300,000	4,815,034				
H16/3	100,000	800,000	4,115,034				
H16/4	300,000	88,100	4,326,934				
H16/5	1,000,000	1,131,500	4,195,434				
H16/6	0	0	4,195,434				
H16/7	500,000	422,000	4,273,434				
H16/8	16	2,000,105	2,273,345				
H16/9	0	0	2,273,345				
H16/10	2,039,445	1,010,105	3,302,685				
H16/11	495,120	420,000	3,377,805				
H16/12	300,000	0	3,677,805				
H17/1	300,000	443,000	3,534,805				
H17/2	14	766,000	2,768,819				
H17/3	852,410	5,010	3,616,219				
H17/4	0	0	3,616,219				
H17/5	0	3,616,219	0				H17.5.16 C口座に振替、残高0に
H17/3	10	0	10	上村	C	C	H17.3.25開設 H17.5.16 B口座より振替
H17/4	0	0	10				
H17/5	3,216,114	16,275	3,199,849				
H17/6	500,000	150,000	3,549,849				
H17/7	0	10,210	3,539,639				
H17/8	555,143	650,210	3,444,572				
H17/9	0	500,000	2,944,572				
H17/10	833,163	633,525	3,144,210				
H17/11	100,000	560,000	2,684,210				
H17/12	453,412	251,762	2,885,860				
H18/1	759,350	1,495,885	2,149,325				
H18/2	100,367	0	2,249,692				
H18/3	100,000	865,855	1,483,837				
H18/4	300,000	300,000	1,483,837				
H18/5	0	381,500	1,102,337				
H18/6	0	65,000	1,037,337				
H18/7	100,000	300,000	837,337				
H18/8	233	0	837,570				
H18/9	1,400,000	900,000	1,337,570				
H18/10	0	0	1,337,570				
H18/11	100,000	0	1,437,570				
H18/12	0	455,205	982,365				
H19/1	1,451,570	0	2,433,935				
H19/2	860	179,550	2,255,245				
H19/3	0	300,000	1,955,245				
H19/4	0	0	1,955,245				
H19/5	400,001	310,001	2,045,245				
H19/6	0	20,000	2,025,245				
H19/7	2,500,000	399,600	4,125,645				
H19/8	2,377	450,000	3,678,022				
H19/9	200,000	300,000	3,578,022				
H19/10	0	0	3,578,022				
H19/11	0	200,000	3,378,022				
H19/12	0	411,000	2,967,022				
H20/1	400,000	200,000	3,167,022				
H20/2	3,345	600,000	2,570,367				
H20/3	0	100,000	2,470,367				
H20/4	0	700,000	1,770,367				
H20/5	0	500,105	1,270,262				
H20/6	0	300,000	970,262				
H20/7	4,496,948	100,000	5,367,210				
H20/8	502,246	1,166,012	4,703,444	吉村			厳密な引継時期は不明だが、この頃口座管理者が変更されていると考えられる

年月日	入金	出金	残高	強化委員長	口座管理者	口座名義人	備考
H20/9	0	0	4,703.444				
H20/10	0	300,000	4,403.444				
H20/11	389,320	0	4,792.764				
H20/12	200,000	70,000	4,922.764				
H21/1	0	100,000	4,822.764				
H21/2	3,351	200,000	4,626.115				
H21/3	409,000	0	5,035.115				
H21/4	0	50,000	4,985.115				
H21/5	40,000	115,000	4,910.115				
H21/6	0	100,000	4,810.115				
H21/7	0	0	4,810.115				
H21/8	200,934	500,000	4,511.049				
H21/9	450,000	0	4,961.049				
H21/10	200,000	150,000	5,011.049				
H21/11	0	250,000	4,761.049				
H21/12	0	100,000	4,661.049				
H22/1	0	150,000	4,511.049				
H22/2	920,977	200,000	5,232.026				
H22/3	569,000	200,000	5,601.026				
H22/4	300,000	100,000	5,801.026				
H22/5	650,000	20,000	6,431.026				
H22/6	100,000	100,000	6,431.026				
H22/7	0	100,000	6,331.026				
H22/8	300,991	0	6,632.017				
H22/9	600,000	355,750	6,876.267				
H22/10	500,000	470,000	6,906.267	吉村	吉村	C	
H22/11	1,001,072	263,000	7,644.339				
H22/12	0	0	7,644.339				
H23/1	140,000	0	7,784.339				
H23/2	3,000,642	0	10,784.981				
H23/3	1,000,000	370,000	11,414.981				
H23/4	270,250	78,000	11,607.231				
H23/5	3,300,000	500,000	14,407.231				
H23/6	200,000	50,000	14,557.231				
H23/7	200,000	432,000	14,325.231				
H23/8	2,168,700	700,000	15,793.931				
H23/9	600,000	0	16,393.931				
H23/10	500,000	520,000	16,373.931				
H23/11	3,900,000	120,000	20,153.931				
H23/12	100,000	0	20,253.931				
H24/1	0	100,000	20,153.931				
H24/2	2,401,487	50,000	22,505.418				
H24/3	500,000	0	23,005.418				
H24/4	200,000	100,000	23,105.418				
H24/5	2,800,000	50,000	25,855.418				
H24/6	200,000	0	26,055.418				
H24/7	200,000	500,000	25,755.418				
H24/8	1,952	0	25,757.370				
H24/9	300,000	4,000,000	22,057.370				
H24/10	550	22,057,920	0				H24.10.11解約
H24/9	4,600,000	0	4,600,000				H24.9.13開設
H24/10	4,300,000	300,000	8,600,000	吉村	吉村	吉村	
H24/11	202	8,600,202	0				H24.11.21解約
H25/2	10,000	0	10,000	齊藤	D	D	H25.2.14開設
H25/3	23,495,046	315	23,504,731				H25.3.22現在

強化留保金の使途

【資金使途内訳】

資金使途が判明している金額合計を100%とした場合の費目の内訳



(注)吉村強化委員長時代(1)は口座管理者がC氏、吉村強化委員長時代(2)は口座管理者も吉村氏であった時代をいう。

【出金額に対する使途判明額の比率(年度別推移)】

(単位:円)

強化委員長	口座管理者	年度別	①証票有り	②証票無し	③計:使途判明額(①+②)	④出金合計(*1)	⑤比率(③÷④)	備考
上村	B	H15年度	2,668,463	334,137	3,002,600	2,623,574	114.4%	(*2)(*3)
上村	B	H16年度	1,553,733	961,440	2,515,173	6,685,610	37.6%	(*3)
上村	B	H17年度(～5月)	0	400,000	400,000	16,275	2457.8%	(*2)(*3)
上村	C	H17年度(6月～9月)	0	0	0	1,310,420	0.0%	(*4)
吉村	C	H17年度(10月～)	0	0	0	3,798,027	0.0%	(*4)
吉村	C	H18年度	0	0	0	2,881,255	0.0%	(*4)
吉村	C	H19年度	0	0	0	2,990,601	0.0%	(*4)
吉村	C	H20年度(～7月)	0	0	0	1,600,000	0.0%	(*4)
吉村	吉村	H20年度(8月～)	0	0	0	1,836,012	0.0%	(*4)
吉村	吉村	H21年度	38,121	0	38,121	1,815,000	2.1%	(*4)
吉村	吉村	H22年度	396,684	0	396,684	1,778,750	22.3%	(*4)
吉村	吉村	H23年度	1,189,530	0	1,189,530	2,550,000	46.6%	(*4)
吉村	吉村	H24年度(～11月)	327,606	0	327,606	1,200,000	27.3%	(*4)
斉藤	D	H24年度(12月～)	861,729	331,222	1,192,951	1,192,951	100.0%	
吉村	吉村	不明	186,530	0	186,530			
合計			7,222,396	2,026,799	9,249,195	32,278,475	28.7%	

(*1)
 ・出金合計の金額は、H24/11までは通帳から拾い、H24年12月以降は、通帳の出金記録が少ないこと(保有現金から出金している)、及び收支記録がなされ口座残高とも一致していることから、使途判明額＝出金額とした。
 ・「④出金合計」と「③計:使途判明額」の差額の全てが使途不明金とは限らない。(仮払金の残金が口座に返金されている可能性があるが、現金により拠出された留保金の口座への入金と仮払金の返金が区別できないので、ここでは考慮していない。)→(*3)も参照
 (*2)仮払や立替が存在するため、証票類の日付と口座の出金日にはタイムラグが存在する。
 (*3)H15年度-H16年度については、收支記録による最終残高が口座と一致しており、費消された金額に対する使途はほぼ判明していると推測される。ただし、現金で拠出された留保金の一部を現金のまま他のコー子等への分配等に支出していたとのことであり、口座の記録・收支記録ともに反映されていない支出が存在する。
 (*4)H17年6月-H24年11月は收支記録が提出されていないため、提出された領収証等のみを集計した。
 (*)外貨の換算は実際の換金レートが判明する場合は換金レート、不明な場合は三菱東京UFJ銀行の公表する支出年月末のTTMIによっている。

関係各規定一覧表

	平成19年度～平成22年度	平成23年度以降
アスリートプログラム3条柱書なお書き	<p>なお、強化指定選手のうちオリンピック競技大会でメダルの獲得など入賞が期待される者を、エリート（A、B）、ユースエリートとして認定し、エリート（A、B）に対しては、専任の強化スタッフを配置する。認定方法等については、別に定める内規による。</p> <p>（*内規にはスタッフに関する規定はなし）</p>	*変更なし
交付要綱（独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱）別記3	<p>助成の対象となる者は、別記1の「2助成対象者」に掲げるスポーツ団体が財団法人日本オリンピック委員会と協議の上、推薦されたオリンピック日本代表等我が国トップレベルの選手及び指導者とする。</p>	<p>助成の対象となる者は、財団法人日本オリンピック委員会（*平成24年度以降は、「公益財団法人日本オリンピック委員会」）において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とする。</p>
実施要領（独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領）：日常スポーツ活動助成対象候補者に関する規定	<p>3条（1）ア： 助成対象候補者（以下「候補者」という。）は、原則として財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が行うアスリートプログラムにより認定された強化選手のうち、JOCが別に定める基準に該当する選手（以下「アスリート」という。）及びアスリートのスタッフとする。</p> <p>なお、候補者は、エリートA、エリートB及びユースエリート並びにエリートA及びエリートBのスタッフに区分する。</p>	<p>17条（2）ア： 助成対象者は、JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化指定選手のうち、JOCが別に定める基準により、エリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）とする。</p> <p>（*平成25年度以降は、「助成対象者は、JOCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）とする。」）</p>
日本スポーツ振興センター作成の事務説明書類	<p>スポーツ振興基金助成金 選手・指導者活動助成（日常スポーツ活動）の事務手続について： 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が行うアスリートプログラムにより認定された強化指定選手のうち、JOCが別に定める基準に該当するエリート（A、B）、ユースエリート及びエリート（A、B）のスタッフを助成対象者とします。</p>	<p>スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付決定手続きの手引： 助成の対象となる者とは、JOCから推薦のあった選手及び指導者等とします。</p> <p><u>ただし、日常スポーツ活動におけるエリートA及びエリートBの専任強化スタッフについては、当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限ります。</u></p>